

(該当箇所1)

政令案 第二条 第四項 (要配慮個人情報)

(意見)

犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像は「要配慮個人情報」に該当しないのではないか？

(理由)

「要配慮個人情報」とは、改正個人情報保護法2条3項にあるように、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」であり、同項の例示する「犯罪の経歴」も、そのような趣旨で理解されるものと考えられる。これと同様に、政令案2条4項の定める「本人を被疑者又は被告人として……刑事事件に関する手続が行われたこと」についても、犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像を（警察への届出状況、およびその後の刑事手続での対応状況に関する情報も含め）、常習犯罪への防犯対策としてのみ必要最低限の利用をする場合には、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益」を生じさせるものではなく、同項の定める「要配慮個人情報」に該当しないと考えられる。

(該当箇所2)

政令案 第二条 第一項／規則案 第五条 第二項 (要配慮個人情報)

(意見)

認知症は「要配慮個人情報」に該当しないと考えて良いか？

(理由)

地域の見守りとして保護者の申し出により認知症の老人を顔認証システムに登録するケースが考えられるが、この場合、老人等におけるいわゆる「認知症」は知的障害者福祉法にいう「知的障害」に含まれず、要配慮個人情報には該当しないと考える。

<小売店・地域社会を疲弊させる万引犯罪・実行力のある対策の必要性>

近年、万引被害が深刻化、悪質化、常習化し、多くの小売店がその対応に苦しんでいるという実態があり、その被害額は1兆円を超えると見られています。すでに、個々の店舗・企業レベルでなされている対応では限界に達しつつあります。諸外国では、盗品および盗難事象に関する情報をデータベース化し、必要な範囲で最低限の情報を共有するという「盗難情報データベース」が実現され、運営されています。このような取り組みにより、早い段階での盗難防止に向けた法的措置や被害回復を図っていくことが必要かつ有効です。また、万引（犯罪）被害の未然防止は、店舗側のメリットだけではなく、人が犯罪に陥るのを防止し、より安全な地域社会を実現するという、社会全体のメリットにもつながる取り組みでもあります。